

平成 26 年 2 月 21 日

会員各位

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会
役員選考委員会委員長 大城 英夫

次期役員候補者の推薦及び立候補について (告知)

前略

来る 5 月 28 日に開催される定時総会終了を以って現役員全員の任期が満了致します。

つきましては、次期役員選出に当って事前に会員の皆様から立候補戴き役員選考委員会で資格審査を実施したのち、理事会の承認を得た上で「第 2 回定時総会」に上程されますので、下記「役員選任規程」に基づき告知致します。

なお、立候補される場合は当協会ホームページから様式①理事・監事立候補届出書、②誓約書、③経歴書をダウンロードのうえ、必要事項を記載し提出期限(平成 26 年 3 月 20 日)までに当協会事務局まで郵送またはご持参下さいますようお願い致します。(送付先: 那覇市泉崎 1 丁目 12 番 7 号 2 階事務局まで)

草々

記

役員選任規程 第 3 章 役員の定数と資格及び立候補届 (抜粋)

(役員の定数)

第 8 条 理事の定数割りは、地区制と全県制に分けて、次のとおりとする。地区制は原則として 28 名以内とし、8 地区(流通推進員組織機構図による。但し、1・2 地区は一つの地区とする)に区割りし、役員改選年の 3 月 31 日現在の正会員数を基準とし、比例按分とする(端数は四捨五入)。

但し、北部より 1 名、宮古・八重山地区より 1 名を選出する。

2 全県制は原則として 7 名以内とする。

3 監事候補者は正会員から 2 名、正会員以外から 1 名とし、会長が提案のうえ常務理事会に諮り委員会へ届け出るものとする。

(理事及び監事候補者の資格)

第 9 条 理事候補者の資格は次の各号に該当する者とする。

(1) 正会員で業歴(法人にあつてはその法人の業歴) 6 年以上の者

(2) 宅地建物取引主任者である者、又は同等以上の国家資格を有する者

(3) 連続して候補者となる理事は、前任期中理事会及び関係会議等に 3 分の 2 以上出席した者

(4) 宅地建物取引業法及び関係諸法令によって 5 年以内に宅地建物取引業の免許停止以上の処分をされた事実のない者

(5) 定款及びこの内規並びにその他の諸規程に反し、5 年以内に綱紀規程第 3 条(2)から(7)までの処分をされた事実のない者

(6) 理事候補者の年齢は、当該年度 3 月 31 日現在満 70 歳未満とする

2 監事候補者の資格は次のとおりとする。

(1) 正会員から推薦される監事は、前項に準ずる者

(2) 正会員以外から推薦される監事は、弁護士、税理士等の団体に所属する者又は同等以上の学識経験を有する者

(3) 監事候補者の年齢は、当該年度 3 月 31 日現在満 70 歳未満とする

(立候補の届出)

第 10 条 立候補者は、地区制、全県制とも各地区 2 名の推薦を受け、別紙様式により候補者資格審査及び選考委員会に役員改選年度の 3 月 1 日から 3 月 20 日までに届出るものとする。但し、推薦人は 1 人につき 1 名とし、立候補者は他の立候補者を推薦することはできない。

2 現理事・現監事が立候補する場合は、推薦人を必要としない。

平成 年 月 日

理事候補者推薦届

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

役員選考委員会 御中

記

平成 年 月 日

私は、理事候補者として推薦されたことに対して受託いたします。

商号又は名称 _____

現住所 _____

理事候補者名 _____ 印

推薦人

上記の者を次期理事候補者として推薦することにしましたので、お届けいたします。

	商号	代表者名	印	所在地	電話
1					
2					

役員選任規定第10条（立候補の届出）

- 推薦人は各地区（流通推進員組織図による）所在の会員2名からの推薦が必要です。
- 役員改選年度の3月1日から3月20日までに届け出る必要があります。
- 推薦人は、候補者1人につき1名とし、候補者は他の候補者を推薦することはできません。

平成 年 月 日

監事候補者推薦届

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会
役員選考委員会 御中

記

平成 年 月 日

私は、監事候補者として推薦されたことに対して受託いたします。

商号又は名称 _____

現 住 所 _____

監事候補者名 _____ 印

推薦人

上記の者を次期監事候補者として推薦することにしましたので、お届けいたします。

	商 号	代表者名	印	所在地	電話
1					
2					

役員選任規定第10条（立候補の届出）

1. 推薦人は各地区（流通推進員組織図による）所在の会員2名からの推薦が必要です。
2. 役員改選年度の3月1日から3月20日までに届け出る必要があります。
3. 推薦人は、候補者1人につき1名とし、候補者は他の候補者を推薦することはできません。

平成 年 月 日

理事・監事立候補届出書

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

役員選考委員会 御中

記

平成 年 月 日

私は、次期「理事・監事」に立候補いたします。

商号又は名称 _____

現住所 _____

役員候補者名 _____ 印

※上記、理事並びに監事を選択し表示して下さい。

役員選任規定第10条（立候補の届出）要約抜粋

1. 役員改選年度の3月1日から3月20日までに届け出る必要があります。
2. 立候補者は、他の立候補者を推薦することはできません。
3. 現理事・現監事が立候補する場合は、推薦人を必要としない。

誓約書

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部

候補者資格審査及び役員選考委員会 殿

私議、次期 (公社) 沖縄県宅地建物取引業協会理事並びに (公社) 全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部の幹事候補として受託し、下記「役員選任規定第9条の資格要件」等に該当することを誓約いたします。

平成 年 月 日

商号又は名称

氏 名

記

役員選任規程

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会

第3章 役員の定数と資格及び立候補届出

(理事及び監事候補者の資格)

第9条 理事候補者の資格は次の各号に該当する者とする。

- (1) 正会員で業歴（法人にあってはその法人の業歴）6年以上の者
- (2) 宅地建物取引主任者である者、又は同等以上の国家資格を有する者
- (3) 連続して候補者となる理事は、前任期中理事会及び関係会議等に3分の2以上出席した者
- (4) 宅地建物取引業法及び関係諸法令によって5年以内に宅地建物取引業の免許停止以上の処分をされた事実のない者
- (5) 定款及びこの内規並びにその他の諸規程に反し、5年以内に綱紀規程第3条(2)から(7)までの処分をされた事実のない者
- (6) 理事候補者の年齢は、当該年度3月31日現在満70歳未満とする

2 監事候補者の資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員から推薦される監事は、前項に準ずる者
- (2) 正会員以外から推薦される監事は、弁護士、税理士等の団体に所属する者又は同等以上の学識経験を有する者
- (3) 監事候補者の年齢は、当該年度3月31日現在満70歳未満とする

經 歷 書

現住所	(〒) 沖縄県					
ふりがな			生年月日		年　月　日 (　　　歳)	
氏名						
最終学歴			性別		男 女	
経歴	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
資格／賞罰等						
上記のとおり相違ありません。						
平成 年 月 日						
氏 名 印						